

敦賀発電所2号機 使用済燃料プールの冷却水が喪失しても**燃料は安全である**ことが確認されました

日本原子力発電株式会社

当社は、5月29日に原子力規制委員会より、敦賀発電所2号機の使用済燃料が貯蔵されている使用済燃料プールの冷却水が失われた場合の使用済燃料の健全性や放射線の影響を評価し、その対応策を報告するよう報告徴収命令を受けました。

評価の結果、使用済燃料は冷却水を失っても健全性は確保され、現在の設備により使用済燃料プールへの水位回復の対応が可能であり、「新たな対応策は不要」であることを報告しました。その後、10月9日に原子力規制委員会において審議され、当社の報告が妥当であると判断されました。

報告徴収命令の対応

【5月29日】

「D-1破砕帯※は耐震設計上考慮する活断層である」との前提に基づき、敦賀発電所2号機の使用済燃料貯蔵施設に貯蔵される燃料の健全性評価を行って報告するよう命令を受けました。

※敦賀発電所2号機の原子炉建屋の真下を通る破砕帯

(評価項目)

- ・使用済燃料貯蔵設備の冷却水が喪失した場合の燃料の健全性および放射線影響の評価
- ・上記の評価における放射線影響が想定される場合の対応策

本命令が「D-1破砕帯は設計上考慮する活断層である」との前提に基づいていることから、7月16日に原子力規制委員会へ「異議申立て」
(詳細は、裏面を参照ください)

【7月31日】

上記命令に対し、「D-1破砕帯は耐震設計上考慮する活断層ではない」との前提で評価した結果、使用済燃料貯蔵施設に貯蔵される燃料の健全性は確保され、新たな対策は不要であると報告しました。

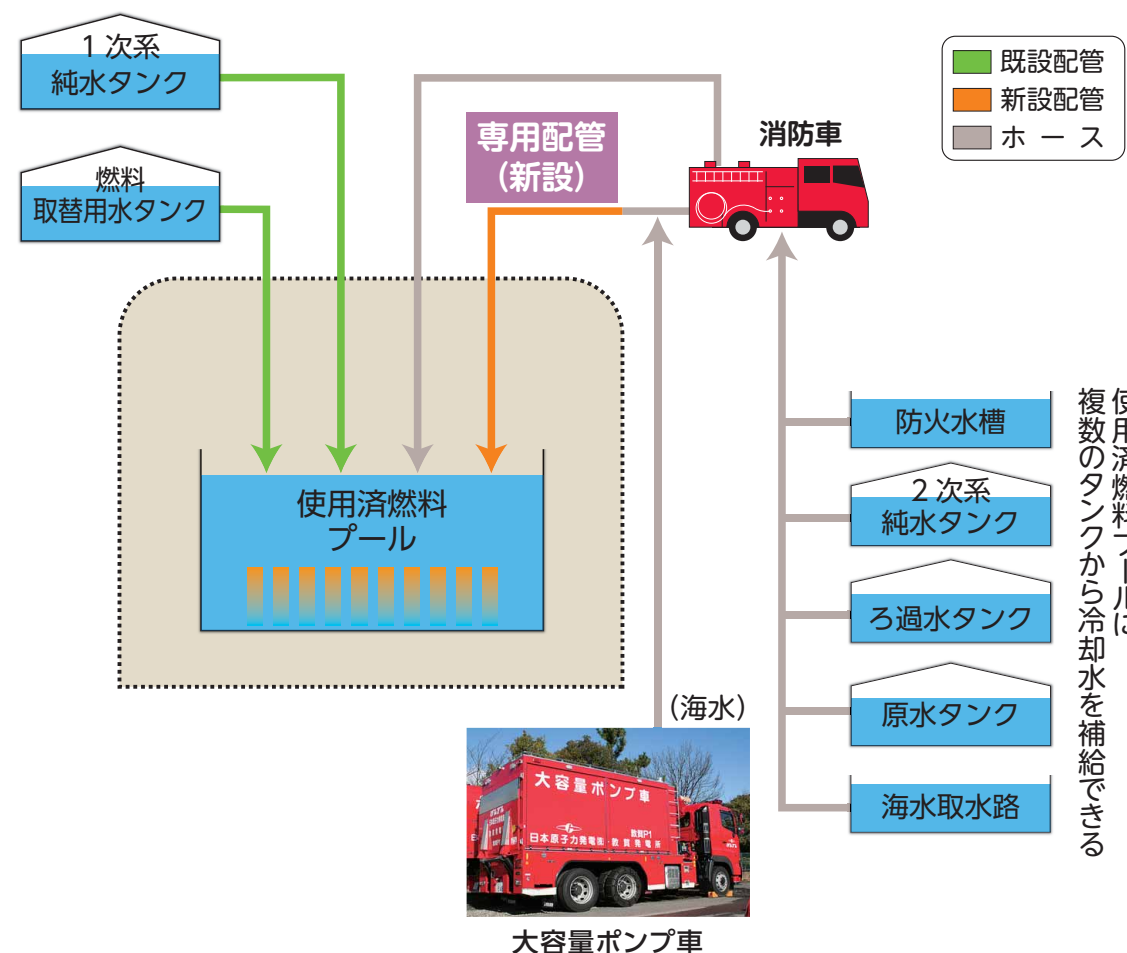
(評価結果)

- ・使用済燃料貯蔵設備へは、通常の補給ラインや大容量ポンプ車、消防車などの現在の冷却水補給手段により燃料の健全性は維持でき、放射線影響の問題はなく、新たな対策は不要
- ・更に冷却水がすべてなくなっても、燃料表面の金属温度は約420℃に留まり、燃料は損傷せず健全

【10月9日】

原子力規制委員会は、当社の評価報告を審議した結果、「早急に追加の対応を求めるものではない」と判断し、当社の報告が妥当であることを了承しました。

敦賀発電所2号機 使用済燃料プールへの冷却機能の確保



～ 原子力規制委員会への異議申立て ～

当社は、5月29日に原子力規制委員会より「D-1破砕帯は耐震設計上考慮する活断層であると判断した」との前提の報告徴収命令を受けました。

当時、D-1破砕帯は調査中であり、当社は調査を継続し、7月11日に「D-1破砕帯は耐震設計上考慮する活断層ではない」との調査結果を原子力規制委員会に報告し、併せて「活断層である」ことを前提とした命令は到底受け入れられないことから、7月16日に命令の取消しを求める異議申立てを行いました。

報告徴収命令に対する異議申立ての状況

【7月16日】

当社は、原子力規制委員会の「報告徴収命令」に対して、行政不服審査法に基づき「異議申立て」を行い、この命令の取消しを求めました。(Q1参照)

《異議申立ての理由》

- ・ D-1破砕帯が「活断層である」との判断は誤りである。
- ・ 原子力規制委員会の審議の進め方が、中立性と公正性を欠いている。

なお、その後も、行政不服審査法に基づき証拠書類の提出、意見陳述および検証の申立てなど、繰り返し異議を主張しました。

【7月31日】

その一方で、報告徴収命令に従わないと、法律に基づく罰則を適用される可能性があるため、やむを得ず報告期限とされた日までに報告書を提出しました。(表面参照)

【10月2日】

原子力規制委員会は、当社が報告したことから、当社の「異議申立て」について実質的な審議を行わず、却下との決定（門前払いの判断）を下しました。

Q1

行政不服審査法とは、どんな法律なのでしょうか。

A

行政庁の違法または不法な処分等の公権力の行使について、国民の権利利益の救済の観点から行政庁に対する不服の申立てを行うことができる法律です。当社の名誉・信用および事業運営に係る重大な決定であることから、異議申立てを行なっています。

Q2

「異議申立て」却下の決定は違法であると主張する根拠はなんですか。

A

行政不服審査法（Q1）の「国民の権利利益の救済を図る」「行政の適正な運営を確保する」との目的等に反していることから、違法であると考えています。

なお、行政庁の命令に従うことが強制されているため、やむを得ず報告した場合には、異議申立てを門前払いしてはならないという判例もあります。

【10月24日】

当社は、「異議申立て」却下の決定は違法であり、取り消されるべきであることなどを意見書としてまとめ、原子力規制委員会へ提出しました。

(Q2参照)

当社は、原子力規制委員会に対し、破砕帯調査に関する中立公正な審議の再開と、現場の早期検証が実施されるよう強く求めています。



日本原子力発電株式会社 敦賀地区本部 業務・立地部

お問い合わせ先 〒914-0051 福井県敦賀市本町2丁目9-16 TEL 0770-25-5713 (土日祝日を除く9時～17時)

敦賀発電所敷地内破砕帯調査に係る情報については、当社ホームページにも掲載しています。 <http://www.japc.co.jp>